

契 約 説 明 書

入札順 1／5

件名	建設課公用車賃貸借
納入場所	豊田郡大崎上島町東野
入札(予定)年月日	令和7年8月26日(火) 13時30分
入札場所	大崎上島町役場本庁入札室
納入期限	令和7年11月1日から60か月(長期継続契約)
特約事項	無
最低制限価格	無
契約保証金	免除。(ただし、本年度及びその前2年度の間に本業務と種類を同じくし、かつ規模を同等以上とする契約を町又は国もしくは他の地方公共団体と2回以上にわたって締結した実績がない場合は、契約の保証金の納付を要する。)
その他	・入札は単価(月額賃貸借料)で行うものとする。 ・第三者(リース会社)をして物品等の貸付契約をする場合は、入札前までに別紙証明書を提出してください。 ・契約期間中であっても予算の減額又は削除があったときは、契約を変更し、又は解除する場合がある。 ・その他、大崎上島町財務規則及び関係法令の定めるところによる。

入 札 条 件

1 入札保証金

大崎上島町財務規則第 9 8 条第 2 項の規定により、免除する。

2 契約保証金

契約の保証は、大崎上島町財務規則第 7 5 条第 6 号により免除とする。

3 入札執行上の注意事項

- (1) 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか、入札室の出入りを禁止する。
- (2) 入札執行中は、入札者の私語、放言等は禁止する。
- (3) 入札室には入札に必要な者以外は入室してはならない。ただし、入札執行者が特に必要と認めた場合は入室を許可することができる。
- (4) 入札書の記載事項について訂正し、挿入し、又は削除したときは、その箇所に印を押さなければならない。
- (5) **入札は単価（月額賃貸借料）で行うものとし、**落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とし、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 代理入札

入札者の代理人として入札しようとする者は、あらかじめ委任状を提出して代理人として確認を受けなければならない。

5 落札者の決定

- (1) 落札者は、町の予定価格以内で最低価格の入札をした者とする。ただし、最低制限価格の設定のある場合は、予定価格以内であって最低制限価格以上の最低価格の入札をした者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合くじ引きを拒否することはできない。

6 無効入札に関する事項

次に該当する場合は、その入札を無効にする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 業務名に誤りがある場合
- (3) 記名押印のない入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 入札が取り消すことができる無能力者の意志表示であるとき。
- (6) 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。

- (7) 入札者が2以上の入札をしたとき。
- (8) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をして入札をしたとき。
- (9) 入札者が連合（談合）して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。
- (10) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- (11) 再度の入札をした場合において、その入札が(1)から(10)までのいずれかに該当するとき。

7 再度入札

再度入札の回数は、**2回以内**とする。ただし、最低制限価格の設定がある場合、最低制限価格を下回る価格の入札をした者は、再度入札に参加できない。

8 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は入札時まで、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者が入札を辞退するときは、次に掲げるところにより行うものとする。
 - (ア) 入札前にあっては、その旨の書面を契約担当者等に直接持参するか郵送するものとする。
 - (イ) 入札中にあっては、その旨を入札書に記載し入札箱に投入するものとする。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

9 入札の打ち切り

指名競争入札を打ち切る場合は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 入札前にあっては、指名を受けた者が1人を残し他の指名を受けた者が辞退した場合
- (2) 入札中（再度入札を除く。）にあっては、入札参加者1人を残し他の参加者が辞退し又は無効となった場合

10 その他の留意事項

- (1) 刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、入札の公正を害する行為は行わないこと。
- (2) 入札に際し、不正な行為又は疑惑を招く行為は行わないこと。

令和 7 年度

建設課公用車賃貸借 仕様書

大崎上島町建設課

自動車賃貸借契約仕様書

1 件 名

建設課公用車賃貸借

2 リース期間

令和7年11月 1日 ～ 令和12年10月31日

3 対象車両台数

新車リース車両 1台

4 新車リースの規格及び付属品等

別紙のとおり

5 車両配置先

豊田郡大崎上島町東野

6 リースの方法

メンテナンスリース

7 月間予想走行距離

1000km

8 メンテナンス内容

原則としてメンテナンス時には、受注者が車両を車両配置先において引き取り、受注者が指定する整備工場において以下のとおり実施するものとする。

(1) スケジュール点検（6ヶ月ごと）

別紙のとおり

(2) 法定点検

(3) 継続車検整備

(4) エンジンオイル及びオイルエレメントの交換（5,000kmごと）

(5) タイヤ交換（4本）

(6) 摩耗タイヤの更新

(7) バッテリー交換（1回）

(8) 各種消耗品の交換及び補充

(9) 故障修理

(10) 整備代車（事故を除き、車検、修理で48時間以上所要が見込まれる場合）

(11) その他安全走行に必要な点検・修理（新車点検を含む）

9 メンテナンスに含まれないもの

- (1) 日常点検
- (2) 燃料代、駐車料金及び高速道路料金
- (3) タイヤの保管
- (4) 町が装備した架装の修理及び取替え費用
- (5) 経年劣化による自動車本体及び付属品の腐食、退色の修理、復元等
- (6) 町の過失によるトラブル（キーロック、ガス欠等）の処理費用

10 リース料に含まれるもの

- (1) 登録諸費用
- (2) 自動車取得税
- (3) 自動車税 (期間中)
- (4) 自動車重量税 (期間中)
- (5) 自賠責保険料 (期間中)
- (6) 上記8に定めるメンテナンス費用

11 リース料の支払い

毎月払い（履行後翌月払い）

12 事故処理

事故により、車両が損傷した時には、速やかに受注者に報告するとともに、町の負担により車両を修理するものとする。

13 その他

- (1) 事故、故障等により使用に支障が生じるような場合は、24時間、365日、万全な体制で迅速に対応すること。
- (2) 契約締結後、当該年度の点検、整備計画書を作成し提出すること。
- (3) 点検、整備終了後は、結果報告書を提出すること。
- (4) リース期間終了後は、速やかに車両を引き取ること。
- (5) 自動車メーカーの責によるかし等（リコール等）の不具合が発生した場合は、当該車両が安全に運行できる状態となるよう協力すること。
- (6) 法定点検、車検時には、車両配置場所まで車両を引き取りに来ること。
- (7) 任意自動車保険は、町の責任により別途加入する。
- (8) 中途解約（全損等）の場合の解約金は、未経過の公租公課・保険料・修理代・金利等を控除したものとする。
- (9) リース期間満了時に残価精算は行わない。
- (10) 賃貸借車両の契約期間内における使用期間終了時において、車両の状態等により、町及び受注者が協議の上、使用期間を延長することができる。

車両の仕様

車 種 名	ダイハツ アトレー
仕 様	R S C V T 4 W D 車体色：ブライツシルバーメタリック
型 式	3 B D - S 7 1 0 V Z B X Z
装備・付属品	上記指定車の標準装備に次の物を付加する。(ダイハツ純正アクセサリに限る。) ○ 9 インチスマホ連動ディスプレイオーディオ(テレビ機能は解除する) ○ フロントサイドバイザー ○ カーペットマット (リヤセパレートシート用) ○ LED バックドアランプ (天井付車用) ○ S251 16 cm エントリースピーカー ○ V294 ドライブレコーダー (連携モデル) 前後方記録
そ の 他	納車時には、ガソリンを20L以上入れておくこと。

スケジュール点検

エ ン ジ ン	○ エンジンオイルの量及び汚れ ○ バッテリー液の量 ○ 冷却水の量及び汚れ ○ ブレーキ液の量及び汚れ ○ エンジンのかかり具合 (異音、低速及び加速の状態) ○ パワーステアリングベルトの緩み及び損傷 ○ ファンベルトの緩み及び損傷
ブ レ ー キ	○ パーキングブレーキの引きおろし (踏みしろ) ○ ブレーキペダルの遊び ○ ブレーキペダルの踏み残りしろ ○ ブレーキの効き具合
タ イ ヤ	○ タイヤの状態 (空気圧、亀裂及び損傷、溝の深さ、異常な摩耗、金属片、石及びその他の異物)
そ の 他	○ 灯火装置の点検、汚れ及び損傷 ○ 方向指示器の点灯、汚れ及び損傷 ○ ウインドウウォッシャーの液量及び噴霧状態 ○ ウインドウワイパーの払拭状態 ○ ブレーキホース及びパイプの損傷、液漏れ及び取付状態

内 訳 書

メンテナンスリース					
リース自動車	車種名	ダイハツ アトレー			
	仕 様	R S C V T 4 W D 車体色：ブライツシルバーメタリック			
	型 式	3 B D - S 7 1 0 V Z B X Z			
	台 数	1 台			
リース期間		6 0 ヶ月			
月間走行距離		1000km			
設計金額			リース料	消費税等	合 計
		1 ヶ月毎			
		総 額			
リース料に含まれる費用	1. 登録諸費用 2. 自動車取得税 3. 自動車税 (期間中) 4. 自動車重量税 (期間中) 5. 自賠責保険料 (期間中) 6. メンテナンス費用 ※				
※メンテナンス内容	1. スケジュール点検 (6ヶ月ごと) 2. 法定点検 3. 継続車検 4. エンジンオイル及びオイルエレメントの交換 (5, 000km毎) 5. タイヤ交換 (4 本) 6. バッテリー交換 (1 回) 7. 各種消耗品の交換及び補充 8. 故障修理 9. 整備代車				
装備・付属品		上記指定車の標準装備に次の物を付加する。(ダイハツ純正アクセサリに限る) * 9インチスマホ連動ディスプレイオーディオ(テレビ機能は解除する) * フロントサイドバイザー * カーペットマット (リヤセパレートシート用) * LEDバックドアランプ (天井付車用) * S251 16cmエントリースピーカー * V294ドライブレコーダー (連携モデル) 前後方記録			
車両配置先		豊田郡大崎上島町東野			
備考		* リース料の支払い：毎月払い * 法定点検、車検時には、車両配置場所まで車両を引き取りに来ること。 * リース期間満了時に残価精算は行わない。			